

大司発第895号  
令和5年11月吉日

高等学校 学校長 様  
支援学校 学校長 様  
各種学校 学校長 様  
児童養護施設 施設長 様

大阪司法書士会  
会 長 谷 嘉 浩

大阪青年司法書士会  
会 長 小 松 和 也

### 高校生等法律講座開催の御案内

拝啓 時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

私ども司法書士は様々な法的業務を通じ、市民の皆様の権利や暮らしを守ることへの使命をもって、日々執務に取り組んでおります。その一環として、大阪司法書士会では、借金問題、悪質商法被害、自死問題、高齢者や障がい者が抱える法律問題、空き家問題など様々な分野において相談活動及び研究活動を行っているほか、法律（ルール）を学ぶことを通じて自分を守る力や自由に公正な社会とは何かを考える力を育てることを目的とした消費者教育・法教育の支援活動も行っております。

具体的な活動としては、毎年、大阪青年司法書士会の協力のもと、①「高校生等法律講座」（大阪府内の高校等が対象、令和4年度は大阪府内32の高校等において年間約3,897名が受講）及び②「小学校出前授業」（大阪府内の小学校が対象、令和4年度は大阪府内11の小学校において年間約741名が受講）、③「親子法律教室」（大阪市内の小学4、5年生とその保護者が対象）をそれぞれ開催しています。

近年、スマートフォンの普及の影響からSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したトラブルやインターネット上の悪質商法被害などが増えたこともあり、御依頼されるテーマもこれらに関連するものが多くなっています。おそらく現場の担当教諭の皆様も対応に苦慮されていることと思われまます。こういった現状も踏まえ当会では、消費者教育・法教育への取り組みをより一層進めていきたいと考えています。

つきましては、令和6年度（令和6年6月～令和7年2月）においても「高校生等法律講座」を別紙要領で開催いたしますので、大阪司法書士会事務局宛に別添の開催申込書にてお申し込みいただきたく、御案内申し上げます。

本講座は高等学校等に限らず小学校、中学校のほか一般市民に対しても御要望に応じて開催させていただくことは可能です。また、この講座開催の費用は無料です。

生活指導、進路指導、各学年主任、社会科、家庭科の担当教諭その他関係者の皆様にご覧いただき、御検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 大阪司法書士会・大阪青年司法書士会実施による 令和6年度 高校生等法律講座 開催案内

1. 講座開催期間 令和6年6月から令和7年2月末まで  
※同時期に開催の申込が多い場合、開催日時についてご希望に添えないことがあります。ご了承ください。（例年11月～1月に申込が集中しています。）
2. 主な講義内容例（1講義、1時間程度を予定しております。）
  - ★ 身近な法律の話（契約など法律の基礎知識、未成年者の法律の話）
  - ★ クレジットカード、消費者金融、奨学金、保証など借金問題の話
  - ★ 悪質商法（キャッチセールス、架空請求など）、インターネットトラブルの話
  - ★ 自己破産等の債務整理の話
  - ★ アルバイト等の労働トラブルの話
  - ★ 司法書士の仕事の話
  - ★ その他、ご要望の内容  
例) 協会が取り組んでいる活動内容から  
「法テラスの活用（福祉関係者向け）」 「ギャンブル依存症」  
「空き家問題」 など※ ご要望（内容、時間）をもとに、講義内容等を打合せの上、実施させていただきます。学生の皆さんへの講義のみならず、教職員、保護者、その他一般市民の皆様への講義も可能です。
3. 講座形式  
全学年一斉、学年一斉、クラス毎、その他ご希望の形式が可能です。  
ただし、クラス毎の形式の場合は、担当講師調整の都合上、開催日の3か月前までにお申し込みください。テーマによってご要望にお応えできない場合があります。
4. 費用 無料
5. 申込締切日 令和6年7月末日
  - ・別紙開催申込書により、大阪司法書士会宛に FAX（FAX 06-6941-7767）でお申込み下さい。

高校生等法律講座の詳しい内容につきましては、大阪司法書士会のホームページをご覧ください。 HPアドレス <https://www.osaka-shiho.or.jp/>

問合せ先 大阪司法書士会（事務局担当：岩田）  
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1丁目1番6号  
TEL 06-6941-5351 FAX 06-6941-7767

